

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きがたの日)  
(當日が休日には、翌日)

告

示

鳥取県告示第九百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上西谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の区域を変更する  
名稱

同上の区域（昭和六十三年五月十六日現在の地番による。）

大字上西谷字下  
加市

大字上西谷字下加市のうち八六の三、八八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字上西谷字宮ノ前九〇の二

大字上西谷字宮  
ノ前

大字上西谷字下加市八六の三の一部、八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字上西谷字宮ノ前のうち九〇の一の一部、九〇の二、九〇の一部、九五から九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

- 土地改良事業計画の変更の認可（〃）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）（〃）
- 土地改良法による換地処分（〃）
- 開発工為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

目 次

◆告 示 字の区域の変更（地方課）

生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による施術機関の指定（〃）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

保健医療機関等の指定（保健課）

保健医の登録（〃）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）  
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの（〃）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

土地改良事業の認可（二件）（〃）

土地改良事業計画の変更の認可（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

土地改良法による換地処分（〃）

開発工為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）



## 鳥取県告示第九百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池渕医院	境港市栄町八八	昭和六十三年六月八日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一	昭和六十三年六月二十日
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	"
森内科医院	米子市石井六九九一	昭和六十三年六月三十日

## 鳥取県告示第九百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小野整骨院	倉吉市上井町二丁目五一七	昭和六十三年六月八日

## 鳥取県告示第九百五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
池渕医院	境港市栄町八八	昭和六十三年六月一日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一	昭和六十三年五月三十一日
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	昭和六十三年五月十一日



扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	昭和六十三年七月二十日
北尾医院	米子市福市一一七〇一五	昭和六十三年七月二十五日
面影薬局	鳥取市大糸四九一一	昭和六十三年六月二十七日

## 鳥取県告示第九百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
浜辺 美香子	鳥国医第三、七四〇号	昭和六十三年四月十四日
安陪 隆明	鳥国医第三、七四五号	昭和六十三年六月十一日
河内 哲夫	鳥国医第三、七四七号	"
大谷 いずみ	鳥国医第三、七四六号	"
田嶋 三登利	鳥国医第三、七四八号	"
足立 正光	鳥国医第三、七四九号	"
澤田 喜博	鳥国医第三、七五〇号	"
平田 成正	鳥国医第三、七五一号	"
田中 保則	鳥国医第三、七五二号	"
飯塚 俊之	鳥国医第三、七五六号	"
小林 哲	鳥国医第三、七五七号	"
辻 靖博	鳥国医第三、七五八号	"
大森 意索	鳥国医第三、七五九号	"
土井 啓子	鳥国医第三、七六〇号	"
岡田 しのぶ	鳥国医第三、七六一号	"



松浦 世津子	鳥取県第六六二号	昭和六十三年五月十六日
林原 敦子	鳥取県第六六三号	昭和六十三年五月三十日
最上 雅子	鳥取県第六六四号	昭和六十三年六月三日
平尾 古都	鳥取県第六六五号	昭和六十三年七月五日

## 鳥取県告示第九百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 吉田 堅一	西伯郡大山町豊房二五五三
行天 孝	"
井上 静雄	"
岡村 守雄	"
大林 光雄	"
森 近 計雄	"
鈎谷 安範	"
監事 登倉 寿一	"
竹内 武雄	"
	中山町松河原一四五六一一

昭和六十一年八月十二日就任 任期四年

## 鳥取県告示第九百十一号

大山町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業赤松地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供す

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 堅一	西伯郡大山町豊房二五五三
行天 孝	"
井上 静雄	"
岡村 守雄	"
大林 光雄	"
森 近 計雄	"
鈎谷 安範	"
監事 登倉 寿一	"
竹内 武雄	"
	中山町松河原一四五六一一

監事 鈎谷 安範 大山町豊房二七三八  
森近計雄 中山町松河原一四五六一一  
二四三三  
二四五六一

る。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業奥谷地区ため池等整備）を昭和六十三年九月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年九月三十日

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

## 鳥取県告示第九百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（単県土地改良事業狼谷地区農道整備）を昭和六十三年九月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業外江東地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年九月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十七号

鳥取市が行う土地改良事業に係る大畠地区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦

ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

覧に供する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る上西谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十八号

若桜町が行う土地改良事業に係る大炊地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県告示第九百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年八月三十一日 鳥取県指令受都計三一一第一七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字森字天神落及び字天神

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

理事長 安田真一郎  
東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二

三朝町土地開発公社  
東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二

三

米子市美吉字向大割  
米子市道笑町四丁目一四五

後藤 安佐  
功

### 鳥取県告示第九百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年九月二十九日 鳥取県指令受都計三十三第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二